
思想と科学の間で
學術研究で人間と社会を読み解く

啓蒙と野蛮の間

——死刑制度をいかに語るか

京都大学大学院助教
川端祐一郎
Kawabata Yūichirō

啓蒙と反啓蒙

ここ十年ほどのあいだ、啓蒙と野蛮の関係が論じられる機会が増えたように思われる。アメリカの心理学者S・ピンカーは膨大な資料をかき集めて、二十世紀に起きた二度の世界大戦を考慮しても、暴力により死亡する人間の割合は有史以来低下し続けていることを示している。そして近代国家によって拷問、奴隷制度、専制政治、人種差別、残虐な刑罰が廃止されたことなど様々な理由を挙げながら、「理性による啓蒙」の力と「人類の進歩」を信じよと力説する。一方、イギリスの政治哲学者J・グレイは、戦争で死亡する者の比率が低下したことは確かであるにしても、戦争の犠牲者に占める一般市民の割合は過去百年のあいだ上昇し続けていると指摘する。そして、フランス革命や共産主義革命が啓蒙の理念の果てに大きな暴力を生み出したこと、ナチズムが科学的合理性を装ったものであったこ

と、大国間の戦争を抑止しているのは理性ではなく核という巨大暴力であることなどを挙げながら、ピンカーやその支持者の進歩的ヒューマニズムに反発している。

トランプ現象や反移民政党の台頭は、リベラル派と保守派、グローバルリストとナシヨナリストの対立を改めて前面化させたが、これも啓蒙と反啓蒙の新たなせめぎ合いであったと言える。もちろん移民の増加は経済エリートたちが利益を追い求めた結果ではあって、それ自体は理性的でも啓蒙的でも、ましてや人道的でもないだろうが、同時にそれが啓蒙や人道の装いのもとで促進されていたことも間違いない。そして、移民流入に対する先進国労働者の反感が、主として賃金や雇用に関する不安に起因するものであるとしても、エリートへの推進する人道主義的理念に対する嫌悪を多分に含んだものであったことも確かであろう。

二〇一六年のアメリカ大統領選挙でトランプを支持した

のは、黒人よりも白人、高学歴よりも低学歴で、宗教心が比較的強い人々だと言われてきた。しかしニューヨーク・タイムズの報道によると、それらの要因にも増して、「家庭で銃を所有しているか否か」がトランプとクリントンのいずれを支持するかをよく説明するらしい。銃というものの男性的で、非啓蒙的で、暴力的な性格を、リベラル派が嫌うのは想像に難くない。銃を所有している場合は三分の二がトランプ支持で、逆に所有していない場合は三分の二がクリントン支持となり、銃を所有する人々の間でクリントン支持が多数派となった州はわずか一つしかなかった。

死刑廃止の潮流

日本語の「啓蒙」も英語の「エンライトンメント」も、野蛮人の蒙昧あるいは盲目を啓開いてありがたい文明の光をおがませてやるという意味である。科学の合理性や自由民主主義の理念が、それぞれ人類の進歩を導く光の一つであったことは認めなければならない。しかし啓蒙がそう万能なものでないこともまた確かであって、歴史や人生を左右する重要な価値判断が、部族的な情念や動物的な直感に根源を持つことも少なくはない。

米国における銃のように、日本で啓蒙的な「理性」と反啓蒙的な「力」のせめぎ合いが生じる論題があるとすれば、お

そらく体罰、軍事、そして死刑といったところであろう。親や教師の体罰、自衛隊の軍備、そして死刑制度のいずれにも強い反発を覚えるという人が、全て受け容れるという人と和解することは難しいに違いない。もしも将来、西洋風のリベリズムが今以上に浸透した場合、軍事はやや事情が異なるだろうが、体罰の禁止や死刑の廃止は国民の価値観を大きく二分する争点になるかも知れない。実際、体罰禁止はすでに曖昧ながら法制化されており、死刑廃止論は日弁連の公式な方針となっている。

とりわけ刑罰の制度には、近代国家における啓蒙と野蛮の関係がよく象徴されていると言える。ちなみにトランプ政権下の米国では一年間の死刑執行数が史上最多となり、リベラル派の批判を呼んだ。

絶対王政や封建主義の時代に横行していた拷問、不当裁判、罪に見合わない重罰に対する憤りは、いわゆる市民革命の重要な動機の一つであった。一六八九年のイギリス権利章典では「不法にして残虐な刑罰」が非難され、一七八九年のフランス人権宣言では罪刑法定主義や無罪の推定が定められ、また米国憲法には「過度の罰金が科せられたり、残酷で異常な刑罰を科されることはない」という規定があり、これはほぼそのまま日本国憲法にも書き写されている。

一七六四年にイタリアのベッカリアという弁護士が、拷

問や死刑を含む重罰を批判する書物を出版して以来、刑事裁判は啓蒙思想の批判対象となってきた。刑罰の厳しさは権威主義の、そして寛容さは民主主義の象徴となったのである。

アメリカはもちろん、ヨーロッパでも元来多くの国が死刑制度を持ち、しかも公開処刑を行っていた。しかし十九世紀を通じて刑罰の近代化が論じられ、特に一八七七年にイギリスのピールズ上院議員が死刑廃止論を唱えたのは大きな影響力を持った。ただし、十九世紀半ばから二十世紀初頭にかけていくつかの国や州で死刑が廃止されたものの、多くの国では裁判手続の見直しや処刑の非公開化が行われるにとどまり、二十世紀半ばまで制度としては存置されたケースが多い。そして第二次世界大戦後に欧州評議会が死刑廃止の方針を決めて以降、西欧においては速やかに、東欧においては冷戦崩壊後のEU加盟に際して死刑の廃止が進んだ。

死刑の犯罪抑止力

旧西側の大国で、死刑制度が形式的にも実質的にも存続しているのは、今ではアメリカの一部の州と日本ぐらいである。日本ではつい最近まで廃止論が唱えられることはなかったが、アメリカには二百年に渡る論争の歴史がある。

アメリカでは十九世紀初頭から、奴隷に対する死刑の濫発などが問題視されて制度変更が重ねられており、一部の州では廃止に至る例もあった。そして二十世紀に入ると、犯罪統計の整備を受けて死刑の「犯罪抑止力」に関する実証分析が多数行われ、その動向に応じて政策が大きく変遷してきた。

一九二〇年前後に先駆的な研究がいくつか行われており、死刑廃止州の殺人発生率が死刑存置州のそれよりも高いわけではないことや、死刑廃止後に殺人発生率が低下する傾向も見られないことなどが指摘された。その後、統計学の発展とデータの蓄積を経て、一九六七年には社会学者T・セリンが過去四十四年間のデータを用いた分析結果を発表し、「死刑の犯罪抑止効果は非常に乏しい」と結論付けた。これが契機となって各州で死刑の執行数が徐々に減り始め、一九七二年には連邦最高裁が死刑を違憲とする判決を出し、全米で一時的に死刑制度の運用が停止されるに至った。

ところが一九七三年から七五年にかけて、経済学者I・アーリックが従来の説を否定する研究結果を発表した。アーリックは「一回の死刑で七人から八人の命が救われる」ほどの殺人抑止効果があると主張し、それに刺激されて抑止説がにわかに台頭することとなった。そして七六年には

連邦最高裁が「条件付き合憲」の判決を出し、半数程度の州で死刑制度が復活する。

アーリックの分析は、師匠であるG・ベッカーが考案した犯罪行動モデルに基づくもので、犯罪者が「不法行為から得られる効用」や「刑罰による苦痛」などを天秤にかけ、合理的に行動することを想定したものである。この分析に對しては、理論的な想定についても統計処理の手順に関しても、多数の批判が寄せられた。そして様々な再検証が行われ、総じてアーリックの分析を「信頼性に乏しい」とする結果が得られている。

ただし、論争はこれで終わらなかつた。二〇〇〇年代に入ると、新たなデータや分析手法を駆使した研究がいくつか登場し、改めて抑止説を主張するようになった。中には、「二回の死刑で十八件の殺人が抑止できる」というほど強力な効果を謳うものもある。そして法学者C・サンスティーンらは二〇〇五年に、こうした実証研究の動向を踏まえつつ、死刑廃止論の倫理的な問題点をも包括的に批判して、改めて死刑必要論を世に問うた。

しかし、抑止効果を見出した二〇〇〇年以降の研究に對しても、全米経済研究所などによる再検証が行われており、結果の頑健性が乏しいことが明らかになっている。現在までの知見を総合すると、死刑の判決や執行が殺人件数

に比べればごく僅少であることもあって、死刑制度に顕著な殺人予防効果を認めることは難しい。

応報原則と復讐心

こうした研究は、日本ではわずか数件が存在するのみで、抑止効果の有無についての結論は割れている。しかも、法社会学者の森大輔が再現・精査したところ、いずれの研究も分析手続に問題を抱えていることが分かつている。また、日本では死刑制度が一貫して存続しており、「死刑判決の出やすさ」の効果ぐらいいしか検証できないこともあって、実証的に分かっていることはほとんどない。

ところで、仮に抑止効果が乏しいのだとしても、それが即死刑廃止の理由になるわけではないことに注意が必要である。刑罰の存在意義は、犯罪の予防だけではないからだ。

国家による刑罰が正当化される理由には、まず「威嚇による犯罪の予防」や「罪人の隔離や更生教育を通じた再犯の予防」などがあり、これらはまとめて「目的刑論」と呼ばれる。一方、「罪に見合った罰を受けて償うべきだ」という正当化は「応報刑論」と呼ばれる。そして異論もあるが、どちらかといえば目的刑論のほうが近代的で、応報刑論が近代的な原理であるとされる。

また刑罰は、被害者やその遺族、そして彼らに同情する第三者の「復讐感情」を満たすものでもある。復讐感情に基づく刑罰の正当化は、応報刑論に含まれる場合と含まれない場合があるが、いずれにしても、道徳原則としての「因果応報」以上に非啓蒙的で前近代的であるとされる。欧米でも、論者によって用語は異なるが、例えば「応報」(retribution)が「当然の報い」(just deserts)と「復讐」(revenge)に区別され、前者のほうが理性的であるとされている。

死刑廃止論者の多くは、国家権力が国民の生命や自由を奪うことは現実的な効能が証明されない限り許されないと考えており、「抑止効果がないのであれば廃止が妥当」と主張する傾向がある。一方、アメリカの最高裁は、「因果応報の原則」に基づいて死刑を支持する国民の声は理性的なものであるとし、それも条件付き合憲判決の理由に加えている。また、日本で死刑判決の適用に大きな影響を持っている最高裁判例(いわゆる永山基準)は、基準の一つに「遺族の被害感情」を挙げていて、どこまで重視すべきかについては見解に幅があるものの、復讐感情をも考慮に含めたいと理解できる。

アメリカで行われてきた研究では、死刑支持派の市民に「死刑制度が必要だと考える理由は何か」と問うと、多くの人が「抑止効果」を挙げることが知られている。しかしこれ

が、なるべく理性的な理由を答えようとするバイアスの結果であることも知られている。また、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだから」といった回答では、因果応報の原則を意味するのか、復讐感情を意味するのか区別がつかない場合がある。

そこで調査方法の工夫が重ねられてきたのだが、いくつかの研究結果を総合すると、応報を重んじる価値観は、抑止効果についての信念と同程度に、死刑支持に強い影響を与えているようである。また応報のうち、感情的な「復讐心」のほうが、普遍的原則としての「因果応報」よりも強く死刑支持を後押ししていると見られている。なお日本ではアメリカほど綿密な実証の蓄積がないのだが、一九八〇年代の調査でも二〇一〇年代の調査でも概ね七割から八割の国民が死刑制度を支持しており、その理由としては「応報」論にも「抑止」論にも半数強の人が同意している。

正義の暴力性

因果応報の原則や復讐感情というものが仮に非啓蒙的であるのだとしても、それらは現実の死刑制度の中で小さくない役割を果たしている。制度的にも心理的にも、我々は「野蛮」から足を洗うことはできていないのである。

そもそも理性による啓蒙には限界があるもので、またそ

れを貫徹することが望ましいわけでもない。啓蒙の果てに死刑を廃止したヨーロッパでも、例えばドイツやフランスでは年に十数回、警官による容疑者の現場射殺が行われている（ちなみにアメリカでは年千回も行われているが、日本では二年に一回程度しか発生しない）。また、仮に死刑や現場射殺が完全に禁止されたとして、その他の刑罰に暴力性がないわけでもなく、どこまで行っても野蠻の名残はつきまとうであろう。そして前近代的とされる応報的正義は今だに、どんな国の刑罰においても強かれ弱かれ量刑の設定を左右しているはずである。

ここで重要なのは、単に「理性は完全ではない」とか「野蠻は必要悪である」とかいうことではない。それらも一面の真実ではあるが、加えて理解しておくべきなのは、野蠻そのものの中にも、我々にとつて切実で積極的な価値が宿っているということである。

刑罰は、犯罪を防止するための「必要悪」であるばかりではない。仮に、罪が報いを受けずにおかれれば、我々の価値感情は不満を覚えるであろう。そして、その不満を暴力をもって解消することは、一種の正義なのである。

問題は我々が、「正義の暴力性」を忌避する傾向をしぼしば持つということである。死刑反対論の根拠には、「犯罪抑止力がない」ということの他に、「相手が罪人であつても

殺害は残虐である」「冤罪の場合に取り返しがつかない」といったものが挙げられることが多い。要するに「手を汚す」ことを恐れているのであるが、そのために刑罰を控え、あまつさえそれを寛容と美化するのは、啓蒙どころかむしろ正義に対する蒙昧ではないかとすら思える。

その点では、死刑のあり方にも大きな問題がある。我が国の世論は圧倒的に死刑存置を支持しており、とりわけ凶悪な犯罪者については、さつさと処刑しろと言わんばかりの罵声がかかることも珍しくはない。しかしこの人々が、死刑の持つ暴力性や残虐性を背負う覚悟を持っているとは限らない。むしろ多くの人は、手を汚す役割を裁判官や刑務官に押し付けたまま、死刑判決や執行の報を聞いて溜飲を下げるのみである。

一般市民が直接手を下すような刑罰を制度化するのは難しいであろうから、国家権力がその役を引き受けること自体はひとまず仕方がない。それに、ハムラビ法典のような機械的の応報が我々の眼には過酷と映るのも事実であつて、前近代に比べれば寛容な刑罰を啓蒙の成果と誇るのが、必ずしも正義に反しているわけではない。必要なのは、我々の作り上げている社会制度やその運用を啓蒙と反啓蒙、文明と野蠻の両面から語る習慣を持つことで、この語りがあつた程度安定した様式を帯びた時に、それを我々は文化と呼

〈主要参考文献〉

- Sutherland, E. H. (1924). Murder and the death penalty. *J. Am. Inst. Crim. L. & Criminology*, 15, 522.
- Schuessler, K. F. (1952). The deterrent influence of the death penalty. *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 284(1), 54-62.
- Ehrlich I. (1973). The deterrent effect of capital punishment: A question of life and death (No. w0018). *National Bureau of Economic Research*.
- Passell, P. (1975). The deterrent effect of the death penalty: A statistical test. *Stan. L. Rev.*, 28, 61.
- Tyler, T. R., & Weber, R. (1982). Support for the death penalty: instrumental response to crime, or symbolic attitude?. *Law and Society Review*, 21-45.
- Finckenaer, J. O. (1988). Public support for the death penalty: Retribution as just deserts or retribution as revenge?. *Justice Quarterly*, 5(1), 81-100.
- Bohm, R. M. (1992). Retribution and capital punishment: Toward a better understanding of death penalty opinion. *Journal of Criminal Justice*, 20(3), 227-236.
- Donohue, J. J., & Wolfers, J. (2006). Uses and abuses of empirical evidence in the death penalty debate.
内閣府 (2014)。基本的法制度に関する世論調査。https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26houseido/22.html
- ステイブン・ビンカー（幾島幸子・塩原通緒訳）(2015)。暴力の人類史(上・下)、青土社。
- ステイブン・ビンカー（橋明美・坂田雪子訳）(2019)。21世紀の啓蒙(上・下)、草思社。
- Quigley, J., & Shank, S. A. (2019). Why Europe Abolished Capital Punishment. *Ohio St. J. Crim. L.*, 17, 95.
- 森大輔 (2020)。日本の死刑の抑止効果：3つの先行研究の計量分析の再検討。熊本法学，148頁，344-416頁。